地域活性化起業人（企業人材派遣制度）募集

１　業務背景と目的

　本市では、人口減少と少子高齢化が進む中、持続可能なまちづくりの実現に向け、ものづくり産業のさらなる展開、臨海ゾーンにおけるロジスティクスの展開、臨空ゾーンにおける国際リゾートの展開というダブルポートシティの特性を生かした成長戦略を掲げており、令和３年３月にこれらの成長戦略の方向性を示す「苫小牧都市再生コンセプトプラン」を策定しました。

　苫小牧都市再生コンセプトプランの推進に向けて、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）」推進要綱に基づき、本市と三大都市圏内の企業との間で、社員の派遣と市の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で、当該企業の社員（三大都市圏内に本社機能を有する企業等にあっては支店等からの派遣も可）の派遣を行い、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事し、企業で培われたノウハウやネットワークを生かしながら、地域活性化の取組を効果的かつ効率的に展開していくことを目的として、ご支援、ご協力いただける企業を募集します。

２　業務内容

　⑴　デジタルトランスフォーメーションに関する施策の立案

　⑵　シティプロモーションの強化

　⑶　創造的な学びを通したまちづくりの推進

　⑷　その他、本市の地域活性化に対する提案、助言等

３　募集人数

　１名

４　応募条件

　次の条件のすべてを満たす社員の派遣が可能な企業等

　⑴　三大都市圏に所在する企業等に勤務している方（入社後２年未満の方は除く）

　⑵　地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

５　派遣形態

　派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によります。

６　派遣期間

　派遣開始日から令和６年３月３１日とします。ただし、協議により最長３年の範囲内で期間を延長する場合があります。

７　主たる勤務地

　月ごとに市役所開庁日の半数以上の日数を本市で勤務していただきます。

８　勤務条件

　派遣職員の勤務時間、休憩時間、休日等については、本市の条例、規則、その他の規定に基づきます。

　⑴　勤務時間　　８時４５分から１７時１５分まで

　⑵　休憩時間　１２時００分から１２時４５分まで

　⑶　休　　日　土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１２月２９日から翌年１月３日までの日

９　費用負担

　派遣元企業に対し、派遣に要する費用として、年額560万円を限度とし、月割により計算した額（千円未満切り捨て）を負担します。ただし、令和５年度分については280万円を限度に月割りにより掲載した額（千円未満切り捨て）とします。

10　応募方法

　⑴　応募書類

　　以下の書類を郵送で提出してください。

　　①　苫小牧市地域活性化起業人申出書（以下の書類も添付した上で提出してください。）

　　　・　商業登記簿謄本

　　　・　消費税及び地方消費税の納税証明書

　　　　　（納税証明書の種類は、その３又はその３の３）

　　　・　決算報告書（直近1年間の決算期、個人は所得税確定申告書類（控））

　　　・　営業の許可・免許・資格証

　　　・　暴力団排除に関する誓約書（指定様式）

　　　※上記添付書類は、苫小牧市の入札参加資格登録業者は添付を省略することができます。

　　②　企業経歴書

　　③　職務経歴書（派遣予定者のもの）

　⑵　応募書類期限

　　令和５年８月１０日（木）　１７時までに郵送で提出してください。（必着）

　⑶　質問受付

　　①　受付期間　令和５年８月２日（水）　１７時まで

　　②　質問方法　下記電子メールアドレス宛に、質問書（任意様式）を提出してください。

　　　　　　　　　なお、電話・口頭・ＦＡＸ等での質問は受け付けません。

　　　　　　　　　電子メールアドレス：mirai@city.tomakomai.hokkaido.jp

　　③　回　　答　質問に対する回答は、令和５年８月４日（金）までにメールします。なお、質問の内容により、選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

　⑷　提出・問合せ先

　　苫小牧市総合政策部未来創造戦略室

　　〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

　　TEL：0144-32-6229

　　E-mail：[mirai@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:mirai@city.tomakomai.hokkaido.jp)

11　選考方法

　派遣元企業のご担当者、派遣予定社員と面談（Web）を行い選考させていただきます。選考後、派遣元企業のご担当者と受入条件、費用負担等について協議を行い、協議内容に基づく協定書案を作成します。本市と派遣元企業でそれぞれ合意の上協定を交わし、派遣を開始します。

　なお、選考基準、選考委員は以下のとおりです。

　⑴　選考基準

　　①　起業人派遣における企業の体制

　　②　企業としての実績

　　③　他自治体への派遣実績

　　④　派遣者のキャリア

　　⑤　派遣者のコミュニケーション能力

　⑵　選考委員

　　所管する部署の部長職、部次長職、「２　業務内容」に関連する課長職、外部委員

　⑶　面談日

　　令和５年８月下旬予定

12　その他

　地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）」推進要綱に定めるところによります。